

第 28 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 4 月 12 日（金） 15 時 55 分～16 時 19 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（16 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子
8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造	10 番委員	工藤 正
11 番委員	丹代 純嗣	12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美
14 番委員	柴田 博明	16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治
19 番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員（3 名）

7 番委員	今井 文雄	15 番委員	桑田 久毅	17 番委員	三浦 良孝
-------	-------	--------	-------	--------	-------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-2	阿部 功				
------	------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	坂口 由香里				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 106 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 107 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 108 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 109 号 農用地利用集積計画の決定について

- 報告第 81 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 82 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 83 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 84 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9 会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和 (委員全 員)	(省略) 【開会 15 時 58 分】
議長 (今井龍 美)	これより、第 28 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 19 番長尾委員、1 番三浦委員の両名をお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、中畑事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碓ヶ 関支局長補佐、坂口主査の出席を求めました。書記には、成田碓 ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。 本日の議案は、お手元に配付してある議案第 106 号から議案第 109 号までの 4 件、ほかに報告が 4 件でございます。 現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ のまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 106 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

それでは、1 ページをご覧ください。

議案 106 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、162 番から 164 番は経営拡大、165 番は耕作便利、3 ページの 166 番は姉から弟への贈与、167 番と 168 番は譲渡人の要望によるものです。

件数は 7 件、面積 20,367 m²、田 1 筆 70 m²、畑 10 筆 20,297 m²です。

次に、4 ページの賃貸借権設定について、197 番は新規就農、198 番から 6 ページの 208 番までは経営拡大によるものです。

件数は 12 件、面積は 47,834 m²、田 16 筆 42,652 m²、畑 2 筆 5,182 m²です。

次に、7 ページの使用貸借権設定について、35 番は親子間の経営継承によるものです。

件数は 1 件、面積は 13,399 m²、田 1 筆 4,869 m²、畑 6 筆 8,530 m²です。

今回、申請のあった案件については、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「なし」の声あり)

議長

それでは、賃貸借権設定の 208 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、賃貸借権設定の 208 番は、3 番対馬委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、対馬委員に退席を求めます。

(対馬委員 退席)

議長 それでは、208 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、208 番を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。対馬委員の入室を許可します。

(対馬委員 着席)

議長 次に、議案第 107 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐 8 ページをご覧ください。

議案第 107 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 農地転用許可基準説明書の 1 ページと合わせて、9 ページをご覧ください。

9 番の申請地は 10 ページのとおり、柏木小学校から南東へ約 1 キロメートルに位置します。土地利用計画は 11 ページのとおり

り、普通住宅用地です。これまでも宅地として一部使用していましたが、農地であることが判明したものです。

次に、10番の申請地は12ページのとおり、平賀西中学校から西へ約1.5キロメートルに位置します。土地利用計画は13ページのとおり、農家住宅用地です。申請者は隣地住宅に住んでおり、申請者とその子との共有名義で住宅を建築する予定です。

なお、農地区分は別添3の1ページ目のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました9番花田委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

(「特にありません。」の声あり)

議長

それでは、議案第107号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第108号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

14ページをご覧ください。

議案第108号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添3農地転用許可基準説明書の2ページと合わせて、15ページをご覧ください。

28番の申請地は16ページのとおり、市役所本庁舎から南東へ約570メートルに位置します。土地利用計画は17ページのとおり、普通住宅用地です。

次に、29番の申請地は18ページのとおり、平賀西中学校から西へ約1.5キロメートルに位置します。土地利用計画は、19ページのとおり農家住宅用地です。先ほどの議案第107号の10番と同じ申請地となりますが、これは、先ほど説明したとおり、土地所有者とその子との共有名義で農家住宅を建築する予定であり、土地の名義と建物の名義が異なることから、4条と同時に5条も申請したものです。

なお、今回の2件はともに20年の使用貸借権設定の予定であり、農地区分も別添3の2ページ目のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました9番花田委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

(「特にありません。」の声あり)

議長

それでは、議案第108号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第109号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

20ページをご覧ください。

議案109号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添4 売買価格一覧と合わせて、21ページをご覧ください。

所有権移転について、237番から25ページの251番までは経営拡大、252番は耕作便利によるものです。

件数は16件、面積58,146㎡、田28筆26,279㎡、畑12筆31,867㎡です。

利用権設定については、すべて経営拡大によるもので、27ページの47番と48番は農地中間管理事業による一括方式となっております。

件数は6件、面積36,833㎡、地目はすべて田です。

今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました18番山口委員、19番長尾委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の239番と240番、利用権設定の66番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

尾上-1 小野委員

27ページの47番48番は、1年の賃借料ですか。

佐藤補佐

1年の賃借料です。

議長

他に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の239番及び240番は、16番小山内委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員 退席)

議長 それでは、239 番及び 240 番について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、239 番及び 240 番を、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
小山内委員の入室を許可します。

(小山内委員 着席)

議長 次に、利用権設定の 66 番は、平賀-5 番谷川推進委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、谷川推進委員に退席を求めます。

(谷川推進委員 退席)

議長 それでは、66 番について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、66 番を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
谷川推進委員の入室を許可します。

(谷川推進委員 着席)

議長

次に、報告 4 件について、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

28 ページをご覧ください。

報告第 81 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

29 ページをご覧ください。これは、令和 6 年 2 月から 3 月までの間に、相続による届出があった一覧となります。件数は 25 件、面積 194,397 m²、田 63 筆、畑 87 筆、計 150 筆です。

続いて、31 ページをご覧ください。

報告第 82 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添 5 関連案件一覧と合わせて、32 ページをご覧ください。

128 番と 129 番は他者へ売却するため、130 番は借受人に売却するため、131 番と 132 番は借受人の要望により解約するものです。

件数は 5 件、面積 10,856 m²、田 4 筆 5,932 m²、畑 2 筆 4,924 m²です。

続いて、33 ページをご覧ください。

報告第 83 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

34 ページをご覧ください。

45 番は借受人へ売却するため、46 番は他者へ貸付するため、47 番は他者へ売却及び貸付するため解約するものです。

件数は 3 件、面積 25,068 m²、田 7 筆 19,577 m²、畑 3 筆 5,491 m²です。

続いて 35 ページをご覧ください。

報告第 84 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

36 ページをご覧ください。

14番の届出地は37ページのとおり、金田小学校から東へ約450メートルに位置するところです。土地利用計画は38ページのとおり、普通住宅用地です。

次に、15番の届出地は39ページのとおり、金田小学校から南東へ約580メートルに位置するところです。土地利用計画は40ページのとおり、住宅型有料老人ホームの建築用地です。なお、届出者はこの隣地で住宅型有料老人ホームを運営しています。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

尾上-1 小野委員

38ページの畑の私有地の所有者の方は、隣の住宅の方なのか。今建てる方なのか。

佐藤補佐

畑と住宅用地は、もともと一つの筆でした。分筆して住宅地と畑に分けました。所有者は一緒です。

議長

他に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第28回総会を閉会いたします。

【閉会 16時19分】